

令和7・8・9年度 委託役務関係競争入札契約種目一覧

【電子申請時のご案内】

- 電子申請画面では、一般競争入札及び電子見積合せに参加する種目コードを選択（クリック）してください。
- 網かけの種目は、入札参加資格審査申請時（種目追加の変更申請時）に「業の許可・資格等」を確認します。

※備考欄の記載内容を確認してください。

【申請時必須入力(1)】と記載＝電子申請項目「許可情報登録」の該当事項をチェック、または、入力
 【申請時必須入力(2)】と記載＝電子申請項目「資格・免許取得数一覧」の該当技術者等の欄に人数を入力
 【申請時必要書類】と記載＝審査申請（新規申請）又は変更申請に必要な他の書類とともに提出が必要

※種目コード002・126・127・137・148の医療関連サービス認定証書は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定、発行するものです。認定を受けていない場合の「医療法施行規則に規定する基準に適合していること及び契約実績があること」の申告書（様式有）が必要な場合は下記URLから様式をダウンロードしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/iryou_youshiki.html

【一覧表の注意事項】

- 順番になっていない種目コードは過去の統廃合や追加による欠番や新規追加のコードです。

【令和4・5・6年度申請からの変更点】

警備業法の一部改正に伴い、種目コード066～068の申請時必要書類が変更となっておりますのでご注意ください。

なお、業務内容については委託役務関係競争入札契約種目 業務例示表に記載しておりますのでご確認ください

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/itaku-syumoku.html

大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目コード	備考欄（申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容）	
01 建物等各種施設管理	01 建物等清掃	01 庁舎清掃	001	注1) 業の登録がない場合でも申請可能 注2) 下記の業を登録済の場合 【申請時必要書類】建築物衛生管理業の知事(大阪府・他の都道府県)登録証写し(登録業＝清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業)	
		02 病院清掃	002	【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書(サービスマーク「院内清掃」)写し ※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の15に規定する基準に適合していること及び契約実績があること」の申告書 (様式有)	
		03 室内環境測定	003		
		04 その他清掃	004		
	02 機械設備等保守点検	01 電気設備	02 自家用電気工作物保安管理	006	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者の人数（府内に技術者を配置していること）
			03 冷凍設備	008	
			04 空調・冷暖房・換気設備	009	
			05 エレベータ設備	010	
			06 エスカレータ設備	011	
			07 道路トンネル附属設備	012	
			08 屋外照明灯設備(街灯設備含む)	014	
			09 信号設備	015	
			10 ポンプ設備(道路排水、小規模プール含む)	016	
			11 燻蒸設備点検	017	
			12 定温設備点検	018	
			13 港湾標識灯点検	019	
			14 その他設備	020	
			03 通信設備保守点検	01 電話交換機	02 その他通信設備
		024			
	04 消防設備保守点検	01 火災報知機・消火設備・避難用設備等	025	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数／【申請時必要書類】大阪市消防局に届出ありの場合のみ＝消防設備業届出書写し	
	05 附帯設備保守点検	01 屋外タンク貯蔵所等	179	【申請時必須入力(2)】危険物取扱者の人数	
	06 環境関係測定機器保守点検	01 大気測定機器	028		
		02 水質測定機器	029		
		03 その他環境関係測定機器	030		
	07 浄化槽清掃・点検	01 浄化槽清掃	031	【申請時必要書類】浄化槽清掃業許可(府内市町村許可)証写し	
		02 浄化槽点検	032	【申請時必要書類】浄化槽保守点検業許可(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)証写し	
		03 汚水処理施設保守点検	034	【申請時必須入力(2)】浄化槽管理士、または、浄化槽設備士の人数	
	08 貯水槽清掃・点検	01 貯水槽清掃・点検	036		
	09 ボイラー清掃	01 ボイラー清掃	038		
	10 土木施設清掃・除草	01 舗装道機械清掃		039	
			02 雨水排水施設機械清掃	040	
		03 土木施設維持管理業務	041	【申請時必須入力(2)】土木施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数	
		04 海面・水面清掃	042		
11 公園清掃	01 公園	043			
	02 便所	044			
12 土木施設管理	01 下水管・雨水管調査	180			
13 上水道施設管理	01 浄水場内特殊施設	046			

大分類	業務種目		種目コード	備考欄（申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容）			
	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）					
01	13	上工水道施設管理	02 水道管路施設	047			
			03 その他上工水道施設	048			
			01 除草・草刈	049			
	14	植物管理	02 草地管理	050			
			03 樹木管理	051	【申請時必須入力(2)】造園施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数		
			04 草花管理	052			
			05 チップ堆肥化	053			
	15	害虫等駆除	01 建物(ねずみ・衛生害虫等駆除)	054			
			02 樹木	055			
			03 鳥害虫害等駆除	057			
	16	廃棄物処理	01 一般廃棄物(収集・運搬)	059	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物収集・運搬業の許可情報(府内市町村許可)／【申請時必要書類】一般廃棄物収集・運搬業許可証写し		
			02 一般廃棄物(処分)	060	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物処分業の許可情報／【申請時必要書類】一般廃棄物処分業許可証写し		
			03 産業廃棄物(収集・運搬)	061	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】産業廃棄物収集・運搬業許可証写し		
			04 産業廃棄物(処分)	062	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】産業廃棄物処分業許可証写し		
			05 特別管理産業廃棄物(収集・運搬)	063	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証写し		
			06 特別管理産業廃棄物(処分)	064	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物処分業許可証写し		
			07 その他廃棄物処理	065			
	17	警備	01 施設警備	066	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写し ※注) 大阪府以外の都道府県公安委員会認定の場合＝標識の写しと、大阪府公安委員会への営業所設置等届出受理証写し		
			02 機械警備	067	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写しと機械警備業務開始届出受理証写し ※注) 大阪府以外の都道府県公安委員会認定の場合＝標識の写しと、大阪府公安委員会への機械警備業務開始届出受理証写し		
			03 その他警備	068	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写し ※注) 交通誘導警備を行う場合、交通誘導警備検定(1・2級)合格証明書の交付を受けた警備員を有すること		
	18	受付・案内	01 受付(庁舎・施設)	069			
			02 電話交換	070			
			03 駐車場管理・運営(警備業法適用外)	072			
			04 その他受付・案内	073			
	02	01	施設保守点検整備	01 上工水道施設保守点検	074	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数	
				02 下水道施設保守点検	075	【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士、下水道処理施設管理技士、ポンプ施設管理技術者、ボイラー整備士のいずれかの人数	
				03 大規模ポンプ施設保守点検	076	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、ポンプ施設管理技術者すべての人数	
04 中小規模ポンプ施設保守点検				077	【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士及びポンプ施設管理技術者の人数		
05 河川浄化施設保守点検				078	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、ポンプ施設管理技術者のいずれかの人数		
06 共同溝施設保守点検				082			
07 水門等施設保守点検				083			
					08 天井クレーン施設保守点検	084	【申請時必須入力(2)】クレーン運転士の人数
					09 その他保守点検整備	181	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可
02		船舶等保守点検	01 船舶等保守点検	085	【申請時必要書類】小型船舶整備等の資格・免許を証する書類(小型船造船業登録済証等)		
03		施設運転操作管理	01 電気設備等運転操作管理	086	【申請時必須入力(2)】第2種電気工事士以上の資格者の人数		
			02 空調等設備運転操作管理	087	【申請時必須入力(2)】ボイラー技士の人数		
			03 上工水道施設運転操作管理	088	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数		
	04 防災監視		089	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数			
	05 下水道施設運転操作管理		090	【申請時必須入力(2)】下水道処理施設管理技士の人数、または、【申請時必要書類】下水道処理施設維持管理業者登録の写し			
	06 その他運転操作管理		091	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可			

業務種目		種目	備考欄（申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容）
大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目コード
03	01 運搬・保管	01 事務所移転	092
		02 美術品・楽器運搬	093
		03 土砂運搬	094
		04 保管	095
	02 運行代行	01 一般貨物輸送	096
		02 海上輸送	097
	03 梱包・発送	03 その他運行代行	098
		01 梱包作業	099
		02 ダイレクトメール	100
		03 宅配便	101
		04 その他梱包・発送	102
04	01 映画・ビデオ制作	01 映画・ビデオ等	103
		01 総合広告代行	106
	02 広告代行	02 各種広告企画	107
		03 ホームページ作成	108
		01 総合イベント	109
	03 催事	02 イベント企画	110
		03 会場設営	111
		04 展示・音響・舞台照明・操作等	112
		04 印刷・デザイン	01 デザイン企画印刷
	02 マルチメディア企画・制作		116
	03 デザイン		117
	04 展示物品等の製作		118
05 図面製作	01 図面製作	119	
	02 地図製作	121	
	03 案内図作成	122	
	04 その他図面製作	123	
06	01 医療事務	01 医療事務	124
07	01 機器保守	01 医療・試験検査、理化学機器等保守	125
	02 滅菌	01 医療器具等の滅菌	126
08	01 給食・配膳作業	01 病院給食	127
		02 学校給食	128
		03 食器洗浄	129
09	01 環境調査・検査	01 計量証明事業に係る調査・検査	130
		01 土壌汚染対策法に基づく調査	131
	02 土壌汚染状況調査	02 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査	132
		01 その他調査	01 その他環境に係る調査
	04 その他検査	01 理化学検査	134
		02 作業環境測定	135
		03 放射能測定	136
		04 臨床検査	137
		05 集団検診	138
		06 その他検査	139
10	01 情報処理	01 システム企画・開発	140
		02 システム運用・保守	141
		03 データ入力・作成	142
		04 情報処理サービス	145
		05 システム監査	146
		06 その他情報処理	147
11	01 医療関連クリーニング	01 基準寝具類	148
		02 基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）	149
	02 その他クリーニング	01 寝具	150
		02 その他クリーニング	154

大分類	業務種目			種目 コード	備考欄（申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容）
	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）			
12	賃貸	01 建物等賃貸	01 建物	155	
			02 樹木	156	
		02 事務用品賃貸	01 機械器具	157	
			02 情報処理用機器	158	
			03 複写機（複写サービスを含む）	159	
	03 医療機器賃貸	04 ファクシミリ	160		
		05 その他事務用品	161		
		01 基準寝具等	162		
	04 自動車賃貸	01 自動車	164	【申請時必要書類】レンタカーの場合のみ＝自家用自動車有償貸渡し許可写し	
	05 その他の賃貸	01 その他賃貸	165		
13	その他代行	01 旅行	01 旅行	166	
		02 翻訳・通訳	01 翻訳・通訳	167	
		03 速記	01 速記	168	
		04 動植物飼育	01 動植物飼育	169	
		05 楽器調律	01 楽器調律	170	
		06 図書等整理	01 図書等整理	171	
		07 人材派遣	01 人材派遣	172	【申請時必要書類】労働者派遣事業許可証写し、または、一般労働者派遣事業許可証写し
		08 筆耕・タイプ	01 筆耕・タイプ	173	
		09 研修	01 研修	174	
		10 採水	01 採水	175	
		11 土地家屋調査	01 土地家屋調査	176	【申請時必要書類】土地家屋調査士個人のみ＝土地家屋調査士登録証明書写し
		12 不動産鑑定	01 不動産鑑定	177	【申請時必要書類】不動産鑑定業登録証写し
		13 託児業務	01 託児業務	178	
		14 放置車両確認事務	01 放置車両確認事務	182	
		15 電力供給・売買	01 電力供給・売買	183	
		16 電気通信事業	01 電気通信事業	184	
		17 各種施策研究・調査	01 各種施策研究・調査	185	
		18 災害対策	01 災害対策	186	
		19 建物・構造物各種調査	01 建物・構造物各種調査	187	
		20 損害保険	01 損害保険	188	
		21 繁華街等パトロール	01 繁華街等パトロール	189	
		22 患者等搬送	01 患者等搬送	190	
		23 試験問題作成	01 試験問題作成	191	
		24 各種施策執行・検査・運営等補助	01 各種施策執行・検査・運営等補助	192	
		25 森林管理	01 森林管理	193	
		26 その他	01 その他	200	

【入札に参加する者に必要な資格】

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であ
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における(3)から(5)までに規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。
- (7) 物品・委託業務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (8) 法人にあつては参加を希望する契約種目を法人の目的として、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認することができること。
- (9) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (10) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）、又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。